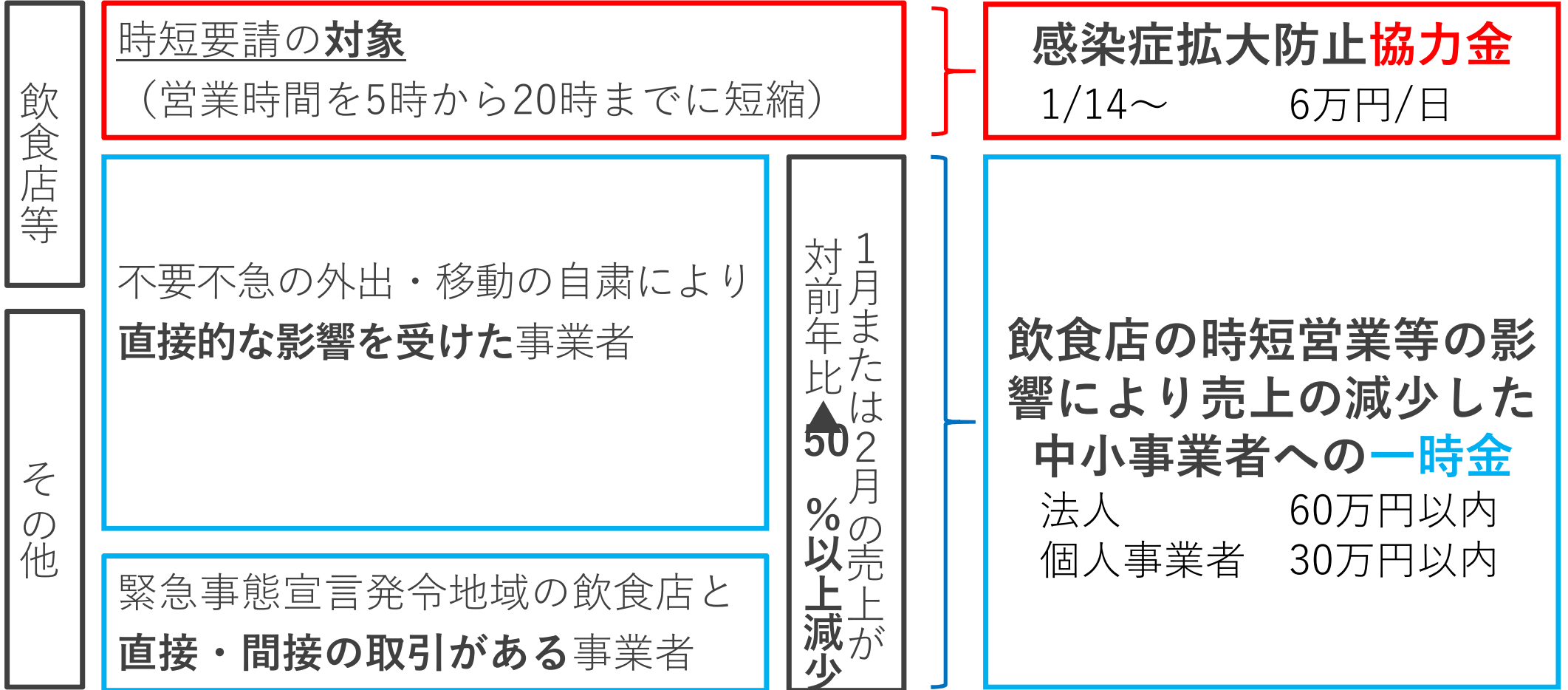


緊急事態宣言に伴う新たな経済対策

家賃負担軽減緊急一時金の創設

2021年2月3日 市長臨時会見

緊急事態宣言に伴う要請・支援状況



新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【県・市】

対 象

特措法に基づく時短要請に協力した飲食店等

金 額

1日あたり6万円
(1月12・13日は4万円)



「卸売など飲食店の取引先も厳しい」

「一律の支援額であるため、事業規模に応じた支援を」

「時短要請対象外の事業者も経営が苦しい」などの声

飲食店の時短営業等の影響により

売上の減少した中小事業者への一時金【国】

対 象

- ①飲食店と直接・間接の取引先
- ②外出・移動の自粛により直接的な影響を受けた事業者

※対象となる月の売上が対前年比50%以上減少していること

金 額

- 60万円以内（中堅・中小法人）
- 30万円以内（個人事業主）



「幅広い業種を対象としているが、十分な金額ではない事業者もいる」などの声

家賃負担軽減緊急一時金の創設（神戸市独自）

対象者

- 市内の中小企業・個人事業主であって、
- ・「飲食店の時短営業等の影響により売上の減少した中小事業者への**一時金**」を受給する事業者
 - ・感染症拡大防止**協力金**を受給する事業者（飲食店等）
※売上と**協力金**の合計額が対前年比50%以上減少していること

対象物件

市内で事業のために賃借している建物
（店舗、事務所、工場、作業場、倉庫など）

補助金額

家賃1か月分の $1/2$ （最大50万円）

予算額

14億円

家賃負担軽減緊急一時金のポイント

- ・ 飲食店の時短営業等の影響により売上の減少した中小事業者への**一時金**の受給事業者を対象とすることで
幅広い業種において経営が厳しい事業者の支援が可能
- ・ 感染症拡大防止**協力金**（1日6万円）を受給してもなお、
売上高が半分以上減少した**経営が厳しい飲食店への支援が可能**
- ・ 家賃補助とすることで**事業者の規模に応じた支援が可能**